

新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針

国は3月18日、東京都を含む1都3県に対し、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言を、3月21日をもって解除することを発表した。これに合わせて東京都は、緊急事態宣言のもとでの緊急事態措置を同日、終了し、3月22日から3月31日までの間を段階的緩和期間とし、都内飲食店等に営業時間の短縮等を要請した。

区は、これらの状況を踏まえ、3月22日から3月31日まで以下のとおり対応する。4月1日以降の対応は、感染状況や医療提供体制等を踏まえ、別途決定する。

1 基本的な考え方

- (1) 区民の皆様、日中を含めた不要不急の外出は控え、特に午後9時以降は徹底すること等をお願いする。
- (2) 区内の飲食店等に、段階的緩和期間における営業時間の短縮等をお願いする。

2 具体的な対応策

【区立施設】

- (1) 通常、午後9時以降も開館している施設については、開館時間を午後9時までに短縮する。
利用定員を設けている施設の収容人数は、定員の100%とする。ただし、大声での歓声・声援等が想定される利用は、定員の50%とする。
利用定員を設けていない施設は、上限を10,000人とする。
- (2) 飲食を目的とした利用および入浴は、引き続き禁止する。
- (3) 感染リスクが高いと考えられる、室内で行うスポーツ、合唱、カラオケ等を行う利用者に対しては、感染防止の注意喚起を徹底する。
- (4) 都外に所在する少年自然の家は、運営を再開する。

【区主催のイベント・事業】

- (1) 各種講座や説明会、教室等は、オンライン開催など代替手段が講じられるものは、形態を変更して実施する。
実施が必要なものは、感染防止対策を徹底する。

3 区民の皆様へのお願い

日中を含めた不要不急の外出は控えて頂き、特に午後9時以降は徹底するようお願いいたします。通院や買い物など、必要な外出も短時間にしてください。

お花見、歓送迎会、謝恩会、ランチ会等における会食は、お控えください。

感染対策の基本である、マスクの着用・手洗い・換気の徹底、3密の回避を、引き続きお願いいたします。

4 区内の飲食店等事業者へのお願い

飲食店や遊興施設等は、午前5時から午後9時までとする営業時間の短縮をお願いいたします。その他の施設も、午後9時までとする営業時間の短縮にご協力をお願いいたします。営業に当たっては、業種別ガイドラインを遵守してください。

5 練馬区方針の取扱い

- (1) この方針に記載のない事項で、国・都の方針が発出されているものは、それによることとする。
- (2) この方針は、国・都の方針に変化が見られた際など、必要に応じて見直しを行う。